

職務発明制度と科学者コミュニティ
—大学・研究機関における発明の望ましい取扱い—

パネル討論

日本学術会議の対外発信

■ 声明

「声明」とは、科学的な事柄について、その目的を遂行するために特に必要と考える事項について、意思等を発表するもの。

■ 提言

「提言」とは、科学的な事柄について、部、委員会又は分科会が実現を望む意見等を発表するもの。

■ 報告

「報告」とは、科学的な事柄について、部、委員会又は分科会が行った審議の結果を発表するもの。

■ 会長談話

「会長談話」とは、緊急な課題等について、日本学術会議会長から発する談話。

報告「科学者コミュニティから見た 職務発明制度の在り方と科学者に対する知財教育の 現状と必要性」全体構成

- 1 はじめに
- 2 職務発明制度と科学者
 - (1) 本報告において科学者の職務発明制度の問題を取り上げた背景
 - (2) 職務発明制度の概要と制度改正の検討状況
 - (3) 大学等における職務発明
 - (4) 大学等における研究者の職務発明の在り方
- 3 科学者に対する知的財産教育の必要性

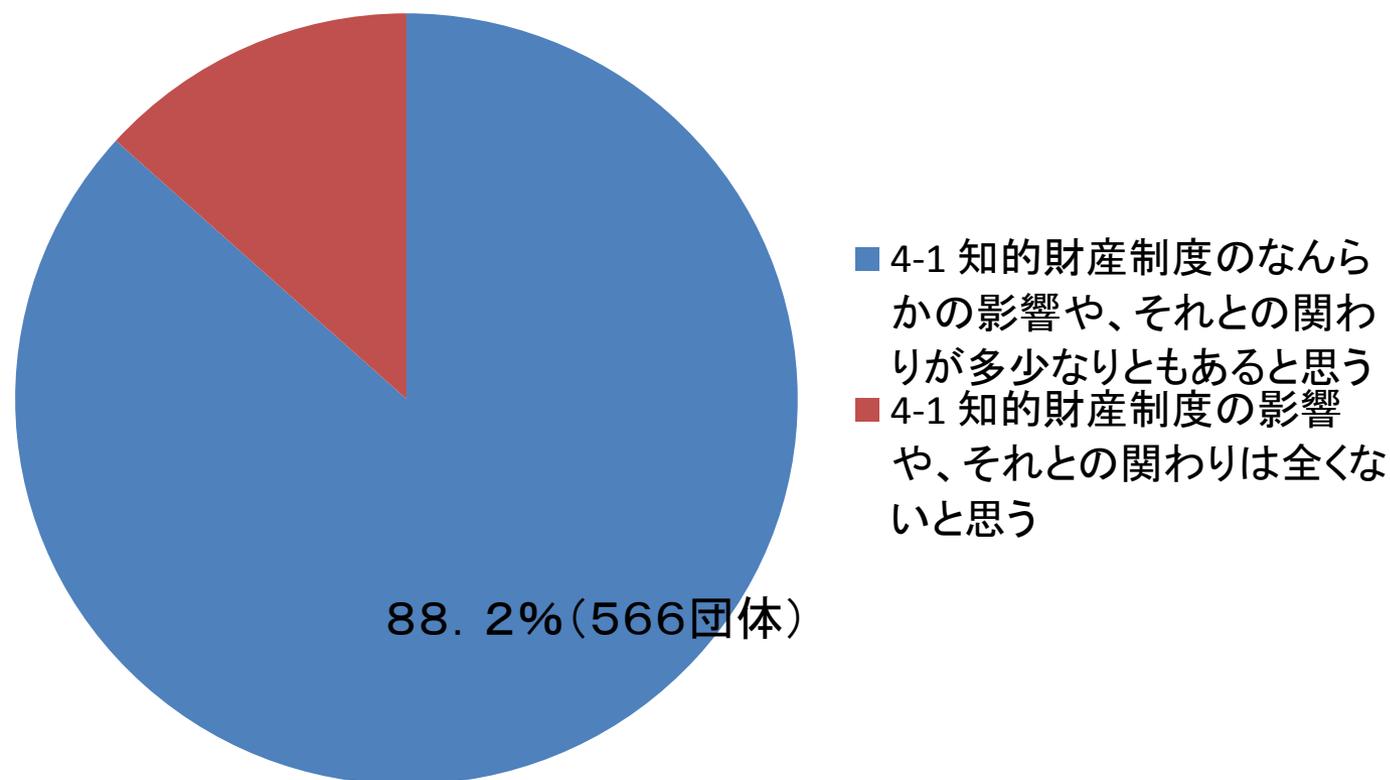
制度の変遷

産学連携制度の整備

- 1987年 ◇「地域共同研究センター」の設置
- 1995年 ◇「科学技術基本法」
- 1998年 ◇「大学等技術移転促進法」(TLO法)策定⇒TLO(技術移転機関)の整備促進
- 1999年 ◇「産業活力再生特別措置法」策定⇒日本版バイドール条項・承認TLOの特許料1/2軽減
- 2000年 ◇「産業技術力強化法」策定⇒承認・認定TLOの国立大学施設無償使用許可、大学教員のTLO役員・研究成果活用型企業の役員・株式会社監査役との兼業許可
- 2001年 ◇『平沼プラン』で「大学発ベンチャー3年1000社計画」発表
- 2003年 ◇「知的財産基本法」策定→大学は人材の育成、研究、その成果の普及に自主的かつ積極的に努める責務
 - ◇大学知的財産本部整備事業(文部科学省)
 - ◇国立大学法人法施行
- 2004年 ◇「国立大学法人化」⇒教職員身分:「非公務員型」、承認TLOへの出資
- 2005年 ◇「大学発ベンチャー1000社計画」達成
- 2008年 ◇産学官連携戦略展開事業(戦略展開プログラム) (文部科学省)
 - ◇創造的産学連携体制整備事業(経済産業省)
- 2009年 ◇産業技術力強化法第19条(いわゆる日本版バイドール条項)改正

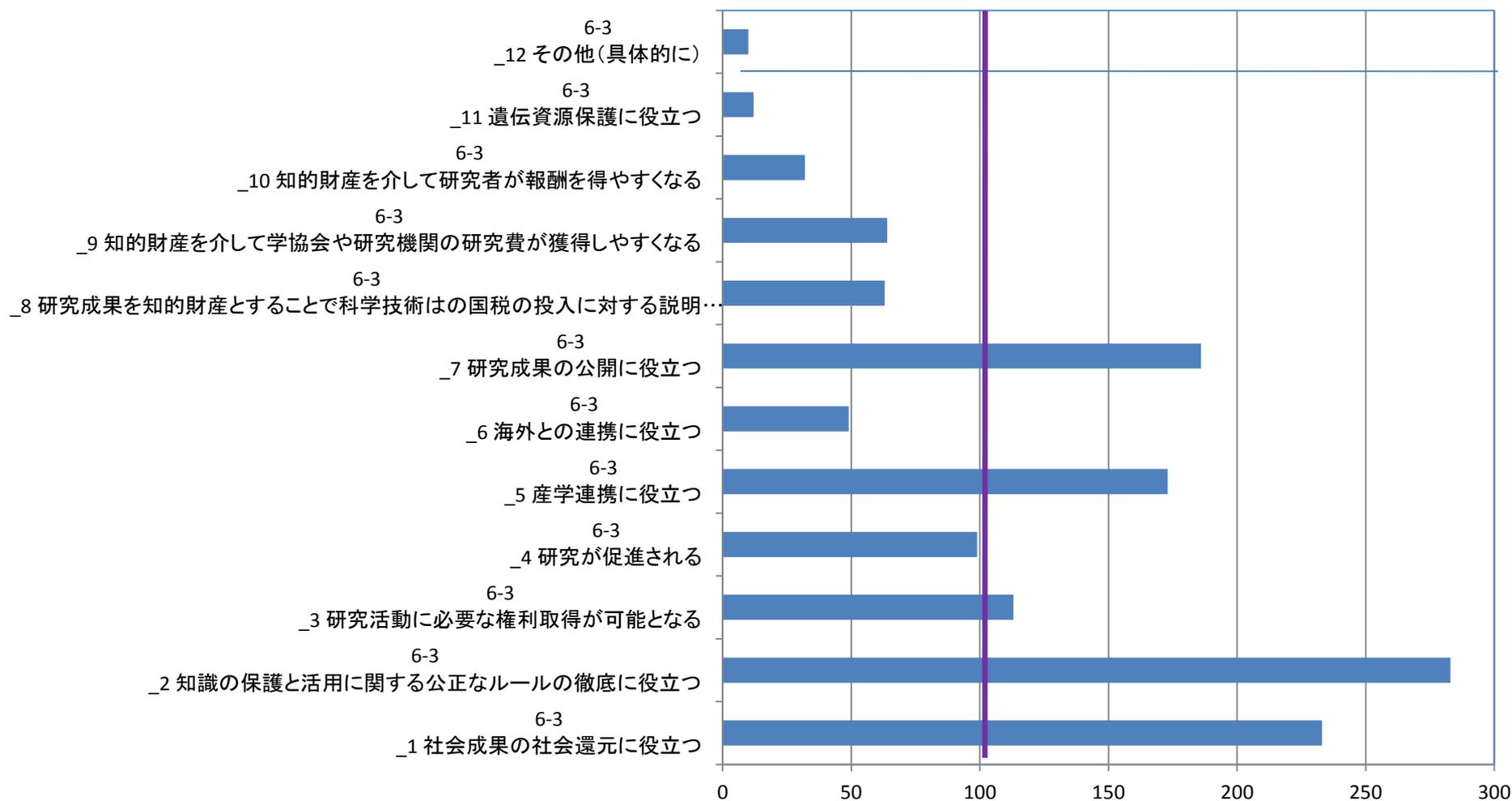
研究者の側は・・・

Q4-1 貴学協会の学術分野における貴殿の活動(研究、教育、成果の公表など)に際して、知的財産制度との関わりの有無について伺います。(一つ選択)

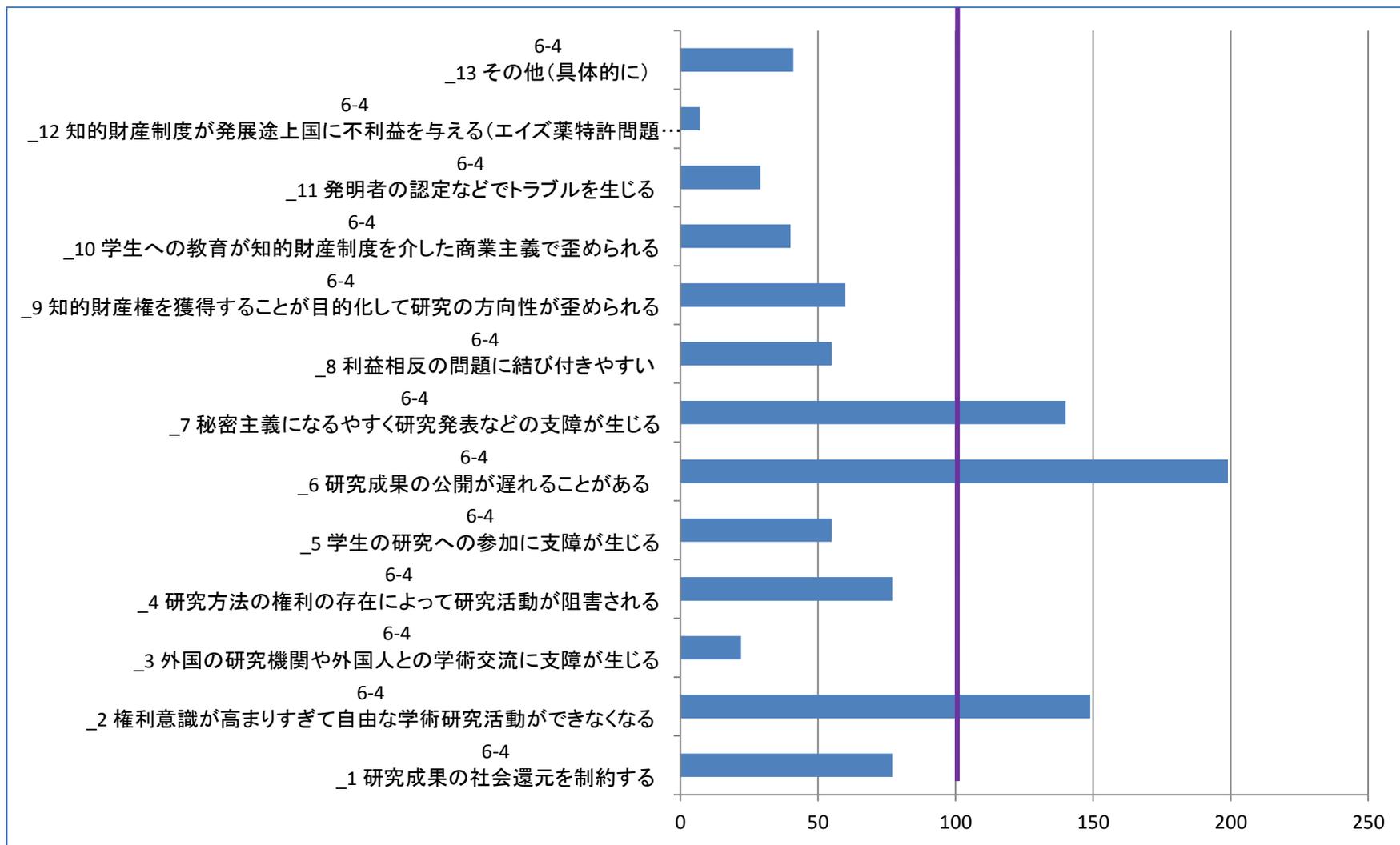


■ 多くの学術分野における活動に知的財産制度が影響を与えている

Q6-3 貴学協会の学術分野において実際に生じていると思われる知的財産制度の、貴殿の学術活動に対する**好ましい影響**と思われるものを下記から選択してください。
(複数選択)

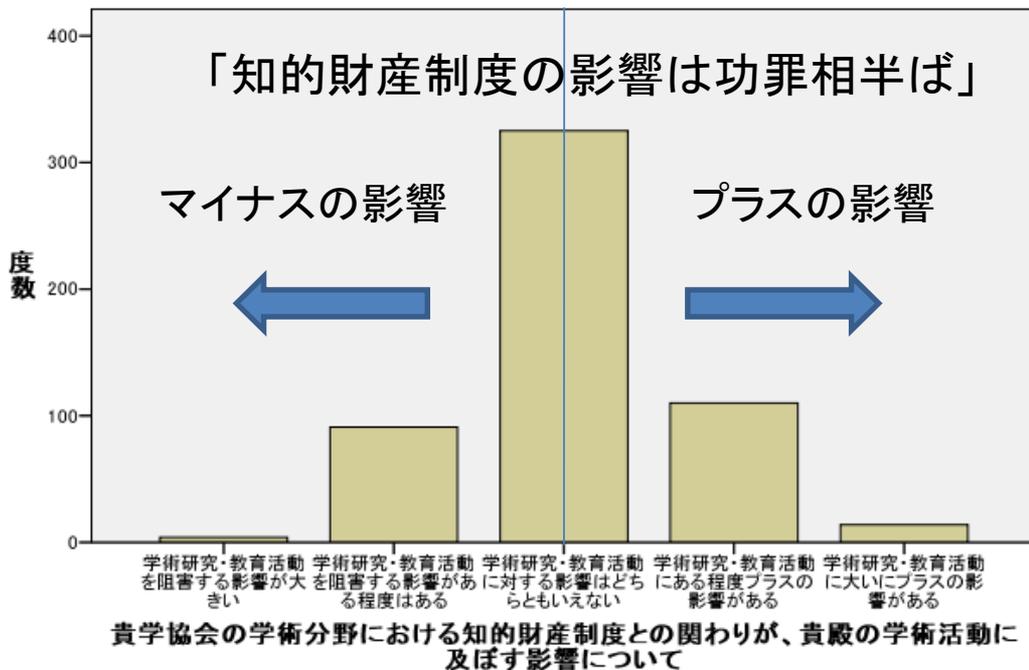


Q6-4 貴学協会の学術分野において実際に生じていると思われる知的財産制度の、貴殿の学術活動に対する**好ましくない影響**と思われるものを、下記から選択してください(複数選択)



■ マイナスの影響も……

貴学協会の学術分野における知的財産制度との関わりが、貴殿の学術活動に及ぼす影響について



原因

- ① 特許出願のために論文発表など成果公開が遅れる(27%)
- ② 秘密主義になり学術発表に制限が加えられる(20%)
- ③ 自由な学術活動ができなくなる(20%)

■ 知的財産制度が学術活動に与える影響(日本学会議 科学者委員会知的財産検討委員会)実施アンケート

科学者、大学知財管理機関、企業

成果を一刻も早く論文
等で発表したい

論文より先に特許を出
願してほしい。

特許を出してから発
表してほしい

成果を秘密にすること
は望ましくない

弁理士をいれて特許を
書くから、発表を遅らせ
てほしい

価値の高い特許を出
してほしい



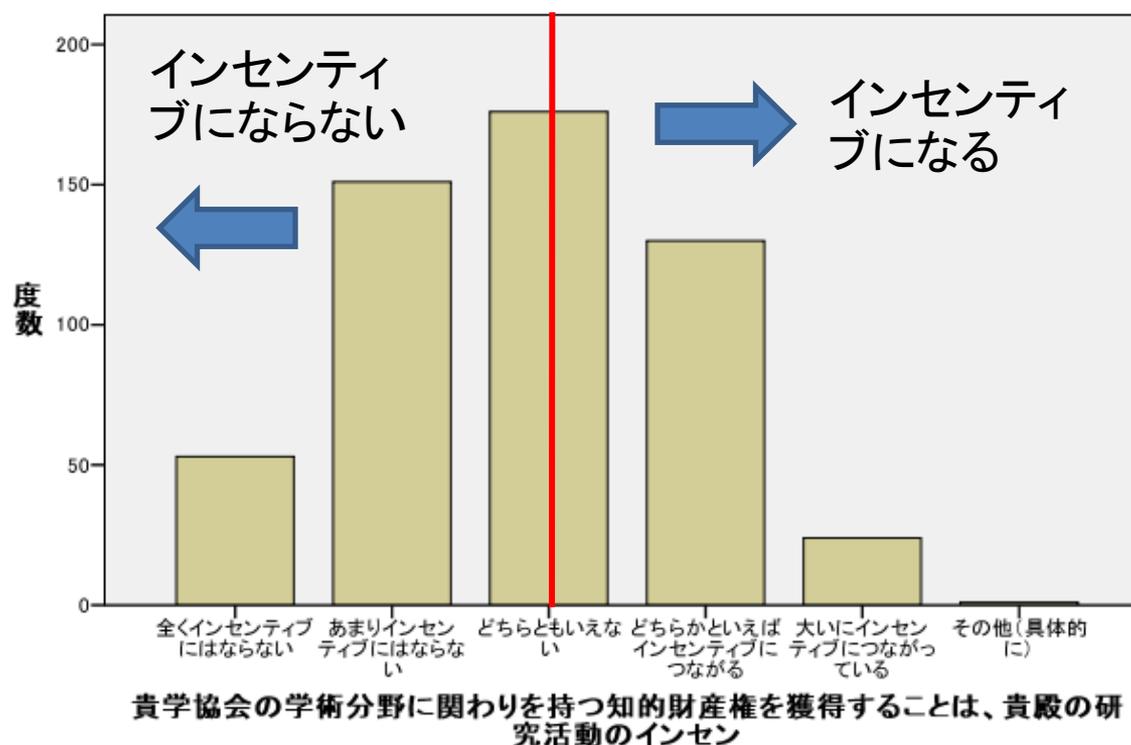
科学者

大学知財管理機関

企業

8-1 貴学協会の学術分野に関わりを持つ知的財産権を獲得することは、貴殿の研究活動のインセンティブとなると思われますか。(一つ選択)

貴学協会の学術分野に関わりを持つ知的財産権を獲得することは、貴殿の研究活動のインセン



ロイヤリティーの配分例

ロイヤリ
ティー収入



大学本部 30%

部局 30%

発明者 40%

一定のインセンティブになっている！

大学等の研究者のおかれた環境

- 自ら研究テーマを選定する
- 高い流動性
- 成果の一刻も早い公開が原則
- 大学等の研究者としての責務はまず教育と研究(産学連携は第三の責務)
- 発明のうちリサーチツールは自ら利用するが、ほとんどは(大学等の職員として)実施することはない
- 特許を受ける権利は大学等の法人に譲渡され、適切な企業に移転される。
- 知財は一定比率でインセンティブになっている。

大学研究者の職務発明

- 企業における職務発明:その従業者に仕事として命じられたと同等と考えられる業務(職務)を行ったことで生まれた発明であることが要件となっており、この場合、直接その業務が命じられることはなかったとしても、その発明が予定されている職責にあった場合は職務発明になると考えられている。
- 大学の研究者:その研究活動は組織から命じられたものではなく、自発的にテーマや研究方法を選び成果を得ようとするのが通常で、研究者個人が発意した試みであり、所属する大学法人や機関がその研究テーマについて何等か関わることは少ない。

法人帰属となった場合

- 発明が生まれて法人に帰属したとしても技術移転可能性のないものは、大学側が、放棄するか、譲渡することを希望することになると思われる。
- 仮に発明者がその権利が自らの研究活動にとって必要だと思われる場合は、大学法人から譲渡を受ける必要がある。
- この際形式的には譲渡の対価が発生する可能性があるが、このようなケースでは却って複雑な手続きが発生してしまう。

八大学産学連携本部長の要望

- 「企業とは異なる事情として、大学においては自ら商業化を行わない大学の性格に加え、研究者等の研究に対する目的意識の多様性、学術発表の重要性があります。また、制度改革の改正内容によっては、研究者の発明創出意欲への影響の他、大学が出願しない発明の発明者の意向も踏まえた取扱、兼務や異動に際しての発明の取扱への影響があげられます。(中略)」として、「今般の制度見直しでは上記の点につき十分な検討をいただき、法改正等を行う場合は、例えば、大学特有の諸事情を考慮した弾力的運用が可能な制度の構築など、引続き大学の研究成果に基づく知的財産が我が国のイノベーション創出に貢献できるよう十分な配慮をいただきますよう強く要望します。」

関連する問題としての雇用関係のない研究参加者の取り扱い

- 大学等の教育機関における科学研究活動に際しては、雇用関係のある職員以外に、大学院生やボランティアの研究者等多様な身分の研究者が関与していることが多い。
- しかもその国籍もさまざまで、出身国によっては発明の帰属に制限を要望するケースもある。
- このため大学等の機関は、発明が生じたのちにこれらの雇用関係がない研究者に関する発明の取り扱いを必要に応じて事後的に契約等で処理していることが多い。
- しかし企業と共同のプロジェクト等でこのような処理を行うことは、当事者の意向によっては機関への帰属が不安定となり、個人と機関の共願等になるといったケースも想定され、技術移転や実施に際して支障が生じる可能性もあることから、課題であるとされてきた。

関連する問題としてのグレースピリオドの国際調和

- 職務発明の帰属や報奨の問題とは別に、大学等に所属する科学者にとって、先述したように、特許出願に関する活動に関与することによって論文等による公開の遅れが生じることが主要な懸念点の1つ。